里自治会会則

里自治会

里自治会会則

(名称)

第1条 本会は、里自治会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の相互扶助により地域社会の発展と住民福祉の 増進を図ることを目的とする。

(組織及び会員)

第3条 本会は、大津市里1丁目~六丁目、枝四丁目、関津六丁目地先に 居住(町内に事業所を有する者)する世帯をもって組織する。

(賛助会員)

第4条 町内に事業所を有する法人は、賛助会員となることができる。 但し、役員選任を除外し、総会議決権を有しない。

(事務所)

第5条 本会の事務所は里公民館におく。

(事業)

第6条 本会は、第2条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

- 1. 福利厚生に関すること。
- 2. 慶弔に関すること。
- 3. 青少年の育成及び体育振興に関すること。
- 4. 環境衛生に関すること。
- 5. 防火防犯及び交通、公害に関すること。
- 6. 社会福祉事業に関すること。
- 7. 市政運営の協力に関すること。
- 8. 公民館の運営に関すること。
- 9. その他、本会の目的達成に関すること。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- 1. 顧問 1名
- 2. 会長 1名
- 3. 副会長3名以上(うち1名は会計担当)
- 4. 協議役員 (ブロック長等) 若干名

(役員、組ブロック長及び組長の選出)

第8条 役員、組ブロック長及び組長の選出は、次の通りとする。

- 1. 役員は総会において決定する。
- 2. 会長、副会長は前年度の協議役員から選出する。 (再任は妨げない)
- 3. 顧問は前年度の会長が当たる。
- 4. 組長は各組で選出する。
- 5. 組ブロック長は各ブロックの組長が選出し、協議役員を 兼ねるとともに、次年度の役員を務める。
- 6. 組ブロック長・組長が不慮の事態等により継続不可となった 場合は、後任は当該組にて協議の上選出し、役員会で承認する。
- 7. 会計監査2名及び運営協力員は、会長が委嘱する。

(役員、組ブロック長及び組長の任務)

第9条 役員、組ブロック長及び組長の任務は次の通りとする。

- 1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、その職務を代行する。
- 3. 会長に事故あるときは、副会長が残任期間代行する。
- 4. 会計は、本会の会計事務に当たる。
- 5. 協議役員は、本会の運営に当たる。
- 6. 組ブロック長は、ブロックを代表しブロックを統括すると ともに、協議役員を兼ねる。
- 7. 組長は、組を代表し、組を統括する。
- 8. 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 9. 運営協力員は、本会の運営に協力する。

(代議員の選出と任務)

第10条 代議員の選出と任務は次の通りとする。

- 1. 代議員は各組の構成世帯数の2割を基準に選出し、人選は 各組で決める。
- 2. 定数その他必要事項は、役員会で決める。
- 3. 代議員は、総会に出席し、議案を審議決定する。

(協議役員及び組長の任期)

第11条 協議役員の任期は原則2年とする。組長は1年とする。但し、 役員の再任は第8条3項の場合を除く。

(役員会の構成と任務)

- 第12条 役員会の構成と任務は次の通りとする。
 - 1. 役員会は役員をもって構成し、次の事項を審議、執行する。
 - 2. 事業計画、予算の立案に関する件。
 - 3. 事業経過報告、決算に関する件。
 - 4. 総会議決事項の執行に関する件。
 - 5. その他本会の運営についての重要事項に関する件。
 - 6. 会則改廃の事案に関する件。

(総会の構成と任務)

- 第13条 総会の構成は代議員、役員によって構成し、総会において協議、 審議すべき事項は次の通りとする。
 - 1. 役員に関する件。
 - 2. 会則の改廃に関する件。
 - 3. 事業計画、事業経過報告に関する件。
 - 4. 予算、決算に関する件。
 - 5. その他本会の運営についての重要事項に関する件。

(組長会の構成と任務)

第14条 組長会は、組ブロック長、組長、役員会で構成し円滑な事業 推進に協力する。

(専門委員及び委員会)

- 第15条 第5条の事業を遂行するため次の委員を会長が役員会の同意 を得て委嘱する。
 - 1. 交通安全、体育文化、広報、環境整備、防火防犯、人権生涯学習、青少年対策。
 - 2. 防火防犯委員は、役員より1名と防火促進委員の組 ブロック長で構成する。
 - 2-1. 防火防犯委員は、防火クラブ隊の隊員を兼ねる。 任期は2年とし再任を妨げない。
 - 3. 必要に応じ、委員会を設置することができる。

(会議)

- 第16条 本会の会議は、総会、役員会、組ブロック長会、組長会とする。
 - 1. 総会は、毎年3月に会長が招集する。但し、必要に応じ、 臨時に開催することができる。
 - 2. 役員会、組ブロック長会、組長会は、会長が必要に応じて招集する。
 - 3. 総会、役員会、組長会は、それぞれ構成員の3分の1以上 が会議開催を要求したときは、役員会の決議を得て開催し なければならない。

(会議の成立と議決)

- 第17条 本会の会議は、構成員の過半数(委任状を含む)の出席によって成立する。
 - 1. 本会の議決は、出席構成員の過半数によって決定する。
 - 2. 可否同数のときは、会長が決定する。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、市助成金、その他の収入を もってこれに当てる。

(会費)

第19条 本会の会員及び賛助会員は、総会において決定された金額を 納入するものとする。但し、必要のあるときは、臨時会費を 徴収することができる。

(慶弔)

- 第20条 会員に対し、次により慶弔するものとする。
 - 1. 結婚(祝電)
 - 2. 死亡(供花等)
 - 3. 前項に規定する事項が発生したとき、組長は直ちに会長に連絡する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日 をもって終わる。

(委任)

第22条 この会則に定めない事項は、会長が役員会の決議を経て 決定する。

付 則 この会則は、昭和54年4月 1日から施行する。

一部改正 昭和59年3月18日より実施する。

整備改正 昭和61年3月 8日より実施する。

改正挿入 昭和63年3月12日より実施する。

一部改正 平成 5年3月21日より実施する。

一部改正 平成11年3月21日より実施する。

一部改正 平成25年4月 1日より施行する。

但し、第7条2項は、平成26年4月1日より

施行する。

一部改正 平成29年4月 1日より施行する。

但し、第15条2項は、平成30年4月1日より

施行する。

一部改正 令和6年3月17日より施工する。

第11条

第15条2、2-1項